

警報発令時、地震発生時の対応について（保存版）

台風シーズンだけでなく、梅雨期、その他悪天候、地震などの天災によって通園を見合わせることがあります。平成27年4月から大雨・洪水・暴風・大雪警報（特別警報）発令時の対応と地震発生時の対応が変更されています。下記をよくお読みください。預かり保育利用の場合も同様の対応とします。

1 気象警報（特別警報）発令時の対応について

- 午前7時現在「芦屋市」に気象警報が発令されている時 臨時休園
 - ※ 「阪神」地域（三田市・猪名川市・宝塚市・川西市・伊丹市・尼崎市・西宮市・神戸市）に警報が発令されていても「芦屋市」に警報が発令されていない場合があります。この場合は、通常通りの登園となります。
 - 午前7時以降、登園途中に警報が発令された場合も休園となります。
 - 保育時間中に警報が発令された場合は、安全を確認のうえ、幼稚園から緊急連絡網等で、その後の対応をお知らせします。

※ 波浪、高潮警報については対象外となります。

2 地震発生時の対応について

- 芦屋市に震度5弱以上の地震が発生した時 臨時休園
- 保育時間中に、芦屋市に震度5弱以上の地震が発生した時
→安全を確認しながら、すぐにお迎えに来てください。
 - (1) 園庭等の安全な場所へ避難し、園児の怪我の有無を確認します。
 - (2) 園舎内外の被害状況を確認します。
 - (3) 園舎の安全が確認できた場合は、園児は園内で待機します。保護者が迎えに来られるまでは、引き続き幼稚園で待機させます。

◆地震による津波警報が発令された場合（市の防災行政無線が流れます）

保護者は、警報が解除されるまで自宅または安全な場所で待機。安全確認後、幼稚園に迎えに来てください。